

時間帯別調整契約

(選 択 約 款)

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I	本 則	
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適 用 条 件	1
4	契 約 期 間	2
5	適 用 期 間	2
6	季節区分および時間帯区分	2
7	契 約 電 力	3
8	契 約 夜 間 率	4
9	料 金	4
10	最大需要電力および使用電力量の計量	6
11	契 約 超 過 金	6
12	需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	7
13	解 約 等	8
14	そ の 他	9
	附 則	10
	別 表	13

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、お客さまにせん頭時および昼間時間における負荷抑制および夜間時間への負荷移行をしていただくことにより、当社の電力供給設備の合理的かつ効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、せん頭時および平日昼間の負荷を夜間に移行できるお客さまが、次のいずれの条件にも適合し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 夜間率を本契約制度加入前の実績に比し5パーセント以上高めること。
なお、夜間率とは、5（適用期間）における使用電力量の合計（以下「年間総使用電力量」といいます。）に占める6（季節区分および時間帯区分）(2)に規定する夜間時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。
- (2) 夜間率を年間で55パーセント以上使用保持できること。

(3) 深々夜率を 28 パーセント以上使用保持できること。

なお、深々夜率とは、年間総使用電力量に占める 6（季節区分および時間帯区分）(2)に規定する深々夜時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。

4 契 約 期 間

(1) 契約期間は、需給契約締結日から 5（適用期間）に定める適用期間の末日までといたします。

(2) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力 B または選択約款の季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

5 適 用 期 間

適用期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までといたします。

6 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間および毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

時 間 帯		時 間
せ ん 頭 時		夏季の 13 時から 16 時まで (夜間扱い日を除きます。)
昼 間		9 時から 23 時まで (夜間扱い日および軽負荷日ならびにせん頭時時間帯を除きます。)
軽 負 荷 時		軽負荷日の 9 時から 23 時まで
夜 間	深 々 夜	(1) 夜間扱い日以外の 1 時から 6 時まで (2) 日祝日扱い日の 0 時から 9 時までおよび 23 時から 24 時まで、ならびに深々夜扱い日の全日 (3) 夜間扱い日 (夜間扱い日が連続する場合はその最終日) の翌日の 0 時から 1 時まで
	その他夜間	せん頭時時間, 昼間時間, 軽負荷時時間, 深々夜時間を除いた時間

(注) 夜間扱い日, 日祝日扱い日, 深々夜扱い日および軽負荷日については, 別表 2 (夜間扱い日および軽負荷日) によります。

7 契 約 電 力

(1) 契約電力は, 次の種別ごとにお客さまと当社との協議によって定めます。ただし, いずれの契約電力も 500 キロワット以上といたします。

イ 契約最大電力

契約上利用できる最大電力をいいます。

ロ 時間帯別契約電力

(イ) 夜間契約電力

夜間時間帯および軽負荷時時間帯に常時利用できる最大電力をいい, 契約最大電力に同じといたします。

(ロ) 昼間契約電力

昼間時間帯に常時利用できる最大電力をいい, (イ) を上回らないものといたします。

(ハ) せん頭時契約電力

せん頭時時間帯に常時使用できる最大電力をいい、(ロ)を上回らないものといたします。

(2) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

8 契約夜間率

(1) 契約夜間率は、適用期間を通じて保持すべき夜間率とし、過去1年間の実績を基準として、3（適用条件）(1)から(3)までの条件を満たす範囲で、お客さまと当社との協議により定めた値といたします。

(2) 夜間率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となったお客さまの適用期間の最終月の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に夜間率未達料金を加算したものといたします。また、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。さらに、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（14〔その他〕(2)の予備電力によって電気を使用した場合

を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

イ 夏季の各月

$$\text{せん頭時契約電力} \times \text{せん頭時基本料金単価} + (\text{昼間契約電力} - \text{せん頭時契約電力}) \times \text{昼間基本料金単価}$$

ロ その他季の各月

$$\text{昼間契約電力} \times \text{昼間基本料金単価}$$

	せん頭時	昼間
契約電力1キロワットにつき	2,695円00銭	1,793円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

	せん頭時	昼間		軽負荷時	夜間	
		夏季料金	その他季料金		その他夜間	深々夜
1キロワット時につき	21円56銭	16円29銭	14円88銭	13円23銭	11円89銭	10円22銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1キロワット時につき	85銭
------------	-----

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうちせん頭時、昼間および軽負荷時間帯における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、

基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

(4) 夜間率未達料金

適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となった場合は、次式により夜間率未達料金を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{夜間率未達料金} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{適用期間のせん頭時，昼間および軽負荷時使用電力量の合計} \\ - \text{適用期間の夜間使用電力量} \end{array} \right\} \times \frac{\text{契約夜間率}(\%)}{100 - \text{契約夜間率}(\%)} \\ &\quad \times \text{(2)に定めるその他夜間の電力量料金単価} \times 1.5 \end{aligned}$$

10 最大需要電力および使用電力量の計量

(1) 最大需要電力および使用電力量の計量は、取引用計量器により毎月所定の検針日に行ないます。

(2) 時間帯別の最大需要電力および使用電力量は、それぞれの時間帯別に計量されるよう施設した所定の計量器により区分して計量いたします。ただし、所定の計量器取付けまでの間は、記録型電力量計を取り付けている場合には、その記録により、記録型電力量計を取り付けていない場合には、取引用計量器の読みを記録した受電日誌により、それぞれお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(3) 月の途中で最大需要電力および使用電力量を定める必要が生じた場合は、そのつどお客さまと当社が立会いのうえ検針を行ないます。

11 契約超過金

(1) お客さまが、せん頭時および昼間（9時から10時までおよび22時から23時までを除きます。）のそれぞれの時間帯において契約電力をこえて電気を使用されたときには当社の責めとなる理由による場合を除き、次によって算定された金額を契約超過金として申し受けます。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} = & \{ \text{せん頭時超過電力} \times 9 \text{ (料金) (1)に定めるせん頭時} \\ & \text{基本料金単価} + (\text{昼間超過電力} - \text{せん頭時超過電力}) \\ & \times 9 \text{ (料金) (1)に定める昼間基本料金単価} \} \\ & \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}(\%)}{100} \right) \times 1.5 \end{aligned}$$

(注) 上式において負となる項がある場合は、その項を零といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、供給約款34（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。

12 需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまの理由により、契約電力を増加された後1年に満たないで電気の使用を廃止し、または契約電力を減少される場合は、契約期間にかかわらず、それまでの期間の料金および工事費についてさかのぼってお客さまに精算していただきます。

(1) 料金は、減少契約電力分につき、9（料金）(1)に定める基本料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。また、電力量料金は、次によります。

	せん頭時	昼 間		軽負荷時	夜 間	
		夏季料金	その他季料 金		その他夜 間	深々夜
1キロワット時につき	25円51銭	19円24銭	17円67銭	15円70銭	14円03銭	12円05銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金

額といたします。

1 キロワット時につき	85 銭
-------------	------

なお、減少契約電力分に見合う電力量は、その期間の時間帯別の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比である分したものといたします。

- (2) 工事費は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分については、臨時電力に準じて臨時工事費を申し受けます。

13 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 供給約款41（供給の停止）(3)へによって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合

- (2) 14（その他）(1)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

14 そ の 他

(1) 当社は、供給約款 41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款 41（供給の停止）(2)および(3)へに定める事項については、適用いたしません。

(2) お客様が希望される場合は、供給約款の高圧電力Bに準じ、供給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の5パーセント、予備電源については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、9（料金）(2)の該当料金として算定いたします。

(3) この選択約款に定めのない規定については、供給約款を準用するものとしていたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、本則13（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みません。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 この選択約款の実施等にもなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行いません。

4 消費税法の改正にもなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社

が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 本則9（料金）の料金率については、本則9（料金）（1）および(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 基本料金

	せん頭時	昼間
契約電力1キロワットにつき	2,646円00銭	1,760円40銭

ロ 電力量料金

	せん頭時	昼間		軽負荷時	夜間	
		夏季料金	その他季料		その他夜間	深々夜
1キロワット時につき	21円16銭	15円99銭	14円61銭	12円99銭	11円67銭	10円03銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1キロワット時につき	83銭
------------	-----

(2) 本則12（需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）の料金率については、本則12（需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）（1）にかかわらず、減少契約電力分につき、(1)イに定める基本料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。また、電力量料金は、次によります。

	せん頭時	昼 間		軽負荷時	夜 間	
		夏季料金	その他季 料 金		その他 夜 間	深々夜
1キロワット時 につき	25 円 04 銭	18 円 89 銭	17 円 34 銭	15 円 41 銭	13 円 77 銭	11 円 82 銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1 キロワット時につき	83 銭
-------------	------

(3) 別表3（燃料費調整）の基準単価については、別表3（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	29 銭 9 厘
-------------	----------

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月1日から翌年の3月31日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月1日から翌年の3月31日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電

促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間扱い日および軽負荷日

(1) 夜間扱い日

この選択約款における夜間扱い日とは、次の日をいいます。

イ 深々夜扱い日

4月29日から5月5日まで、12月29日から12月31日まで、

1月1日から1月5日まで

ただし、次の日を最低負荷日といたします。

4月30日から5月4日まで、12月30日から12月31日まで、

1月1日から1月3日まで

ロ 日祝日扱い日

次の日のうち、深々夜扱い日以外の日をいいます。なお、(ハ)については、適用期間に先だって、あらかじめお客さまに提示いたします。

(イ) 日曜日

(ロ) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(ハ) (イ)および(ロ)以外で当社の定める日

(2) 軽負荷日

この選択約款における軽負荷日とは、当社の定める日とし、適用期間に先だって、あらかじめお客さまに提示いたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、37,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合

平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (37,700\text{円} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から4月30日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	30 銭 5 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。